

参考配布

平成 27 年 8 月 19 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5324、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成 27 年 8 月 19 日

担
当

大阪労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課長 菊池 みゆき
主任需給調整指導官 本多 正道
電話 06-4790-6319
F A X 06-4790-6309

常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、
無許可で一般労働者派遣事業を行っていた
特定労働者派遣事業主に対する行政処分について
～労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び改善命令について～

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けずに、常時雇用される労働者以外の労働者を派遣し、一般労働者派遣事業を行っていた特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第 1 被処分特定派遣元事業主

名 称 フジショー商事株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 植野 壽公
事業主所在地 大阪市西淀川区大和田五丁目 6 番 11 号
届出に関する事項 届出受理番号 特 27-305402
届出受理年月日 平成 24 年 4 月 6 日

第 2 処分の内容

同法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第 4 のとおり）
同法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分理由

フジヨー商事株式会社は、大阪市西淀川区大和田五丁目6番11号に本店を置き、厚生労働大臣に平成24年4月6日届出(特27-305402)により同日から特定労働者派遣事業を営む事業主であるが、

第一、平成26年1月6日から平成27年6月30日までの間、労働者派遣法第5条第1項に定める厚生労働大臣の許可(一般労働者派遣事業の許可)なく、A社の大阪、香川、滋賀、千葉の各工場に対して、常時雇用される労働者以外の労働者(主に外国人留学生)を少なくとも延べ3,360人日派遣し、同社に対して労働者派遣の役務の提供を行った

第二、平成27年5月1日から平成27年5月31日までの間、労働者派遣契約を締結しているが、派遣就業をする日が特定されておらず、法令で定めるすべての事項を網羅していない

第三、平成27年6月2日から平成27年6月27日までの間、労働者を派遣しようとするときに労働者に交付した雇用契約書(兼)就業条件明示書に直接指揮命令する者、労働者派遣の期間、派遣就業の開始及び終了の時刻、並びに当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が労働者派遣法第40条の2第1項の規定に抵触する日の記載がないものが少なくとも41名分確認されており、法令で定める事項のすべてを当該派遣労働者に書面等で明示していない

第四、平成27年6月1日から平成27年6月30日までの間、派遣労働者を、少なくとも日々258人以上労働者派遣の役務の提供を行っていたが、派遣元責任者を1名のみしか選任しておらず、法令で定める基準を満たす人数の派遣元責任者を選任していない

第五、平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を一部作成しているが、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届を行政機関に提出されていることの有無の記載をしておらず、少なくとも75人分、法令で定める事項すべてを記載していない

第六、平成25年10月30日から平成27年6月30日の間、労働者派遣の役務

の提供を行っていた派遣労働者に係る派遣元管理台帳について、少なくとも 576 人分の派遣元管理台帳を 3 年間保存していない

ものであり、

もって、厚生労働大臣の許可なく一般労働者派遣事業を行ったものであり、法定の条件を満たさない労働者派遣契約を締結し、法定の要件を満たした就業条件通知により派遣労働者に就業条件を明示せず、法令で定める人数の派遣元責任者を選任せず、派遣元管理台帳に法令に掲げる事項をすべて記載せず、法定の期間派遣元管理台帳を保存しなかったものである。

このことは、労働者派遣法第 5 条第 1 項、同法第 26 条第 1 項、同法第 34 条第 1 項、同法第 36 条、同法第 37 条第 1 項及び同条第 2 項に違反する。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成 27 年 8 月 20 日から平成 27 年 9 月 19 日までの間、労働者派遣事業を停止すること

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

フジヨー商事株式会社における労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

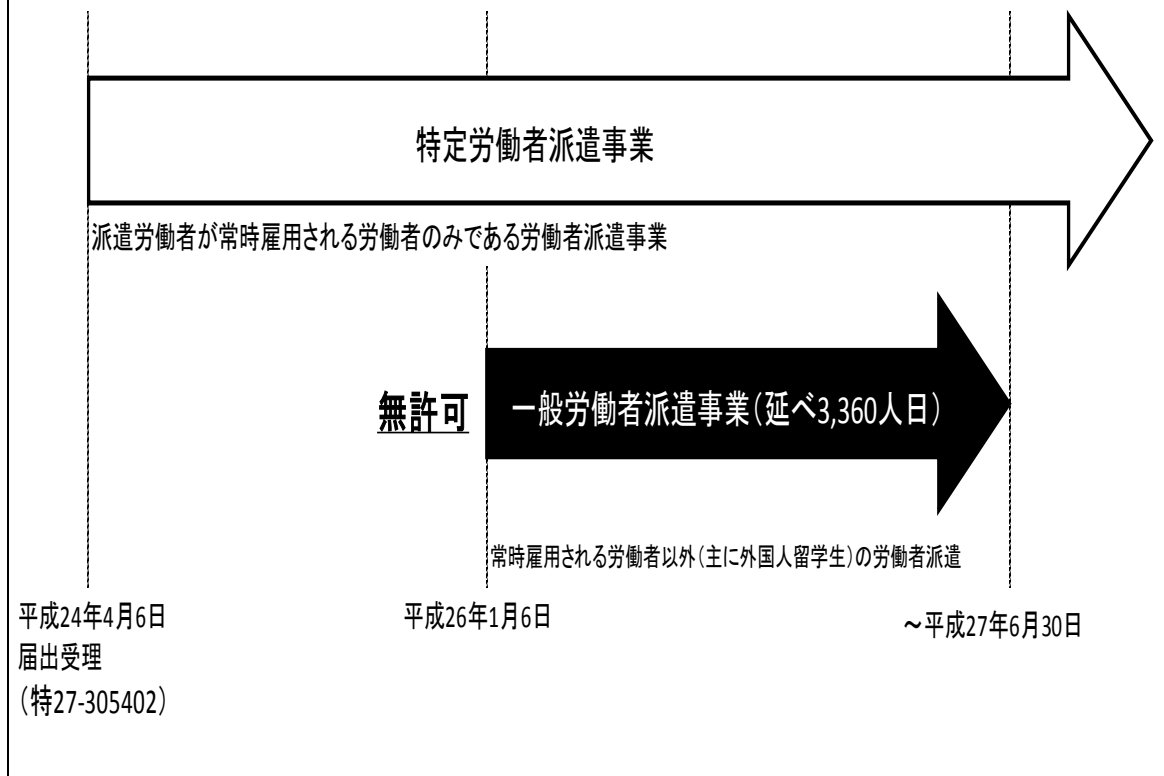
- (1) 当該処分理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法その他労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の労働者派遣法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底

なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第 5 条第 1 項
 - ② 労働者派遣法第 26 条第 1 項
 - ③ 労働者派遣法第 34 条第 1 項
 - ④ 労働者派遣法第 36 条
 - ⑤ 労働者派遣法第 37 条
- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

事案の概要図(フジヨー商事株式会社)



参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の2種類に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

労働者派遣法 (抄)

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条

第1項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 第2号 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- 第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
- 第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条

第1項

特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(事業廃止命令等)

第21条

第2項

厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条

第1項

労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

第3号 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

第4号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

第5号 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

(第1号、第2号、第6号～第10号 略)

(就業条件の明示)

第 34 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

第 1 号 当該労働者派遣をしようとする旨

第 2 号 第 26 条第 1 項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

第 3 号 第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣元責任者)

第 36 条

派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第 6 条第 1 号から第 8 号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

○労働者派遣法施行規則○

第 29 条

法第 36 条の規定による派遣元責任者の選任は、次に定めるところにより行われなければならない。

第 2 号 当該事業所の派遣労働者の数が百人以下の時は 1 人以上の者を、百人を超え 2 百人以下の時は 2 人以上の者を、2 百人を超えるときは、当該派遣労働者の数が百人を超える百人ごとに 1 人を 2 人に加えた数以上の者を選任すること。

(第 1 号、第 3 号 略)

(派遣元管理台帳)

第 37 条

第 1 項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げ

る事項を記載しなければならない。

第8号 その他厚生労働省令で定める事項

(第1号～第7号 略)

○労働者派遣法施行規則○

第31条

法第37条第1項第8号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

第9号 第27条の2の規定による通知の内容

(第1号～第8号 略)

第27条の2

(略) 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により該書類を提出すべきこととされている行政機関に提出されていることの有無とする

第1号 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第24条第1項に規定する健康保険被保険者資格取得届

第2号 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第15条に規定する厚生年金保険被保険者資格取得届

第3号 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条に規定する雇用保険被保険者資格取得届

第2項

派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を3年間保存しなければならない

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2

第1項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

(第1号～第4号 略)

(改善命令等)

第 49 条

第 1 項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項及び第 23 条の 2 の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 2 号 法第 21 条第 2 項の規定による命令

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

(第 1 号、第 3 号 略)